

読谷補助飛行場（補助飛行場地区）

返還跡地

■返還跡地の概要等

□ 概 要				
面 積	約 153ha		■内訳	
	国有地	9.0ha	5.9%	面積は概数 (内訳は読谷村提供)
	県有地	0ha	0%	
	市町村有地	144.0ha	94.1%	
民有地	0ha	0%		
所 在 地	読谷村（字座喜味、字喜名、字伊良皆、字大木、字楚辺、字波平）			
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島中部、読谷村のほぼ中央、国道58号から約1km西側 土地の形状：ほぼ全域平坦（一部東側と南側に崖地状の急傾斜地以外は大部分が農地）			



跡地利用実施計画図

□ 沿 革	
昭 19. 9. 1	●旧日本軍の「沖縄北飛行場」として建設。翌年米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始。
昭 20. 4	●米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始。
昭 47. 5. 15	●「読谷補助飛行場」と「中野サイト」を統合し、「読谷補助飛行場」として提供開始。
昭 51. 7. 8	●第16回日米安全保障協議委員会において、滑走路東側部分（約101.5ha）の移設条件付き返還を合意。 ※移設措置とその実施に係る合意の成立後に返還。
昭 53. 4. 30	●第16回安保協了承の土地（滑走路の東側部分：約101.2ha）を返還。
昭 53. 7. 27	●施設管理権が空軍から海軍へ移管。
昭 55. 10. 9	●施設管理権が海軍から海兵隊へ移管。
平 7. 6. 29	●日米合同委員会において、読谷村役場庁舎用地（約3.1ha）の共同使用について合意。
平 8. 12. 2	●SACO最終報告において、条件付きで平成12年度末までを目途に返還を合意。（約191ha） ※返還条件：パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に返還。
平 14. 10. 3	●日米合同委員会において、返還を合意。
平 18. 7. 31	●一部土地（約138ha）を返還。
平 18. 12. 31	●全面返還。
平 21. 4. 6	●沖縄振興特別措置法第101条第1項に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」に指定。

■跡地利用に係る取組状況等

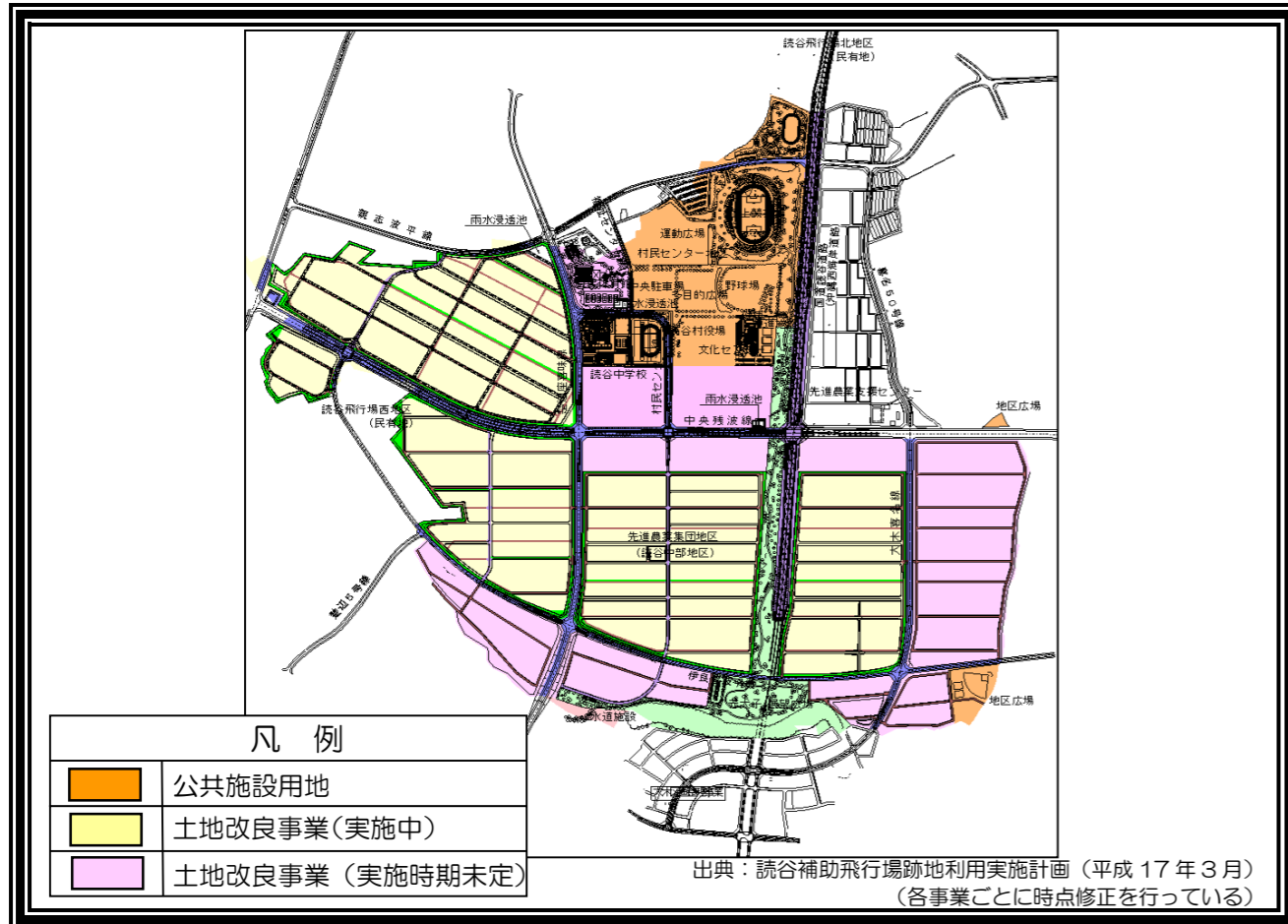
□ 跡地利用方針・計画

●平成16年度に「読谷補助飛行場跡地利用実施計画」策定。
※①むらづくり拠点の形成、②個性豊かな田園空間の形成、③先進農業と複合する地域振興の推進を開発整備目標として位置付けた。

□ 事業段階

一部事業実施中

●平成24年度に策定した「第2次読谷補助飛行場跡地村民センター地区跡地利用基本計画」に基づいた施設の整備等を実施中。
●土地改良事業及び農業用排水施設整備を実施中。
※土地改良事業は平成29年度に換地作業を終え、平成30年度に換地計画縦覧を実施、事業完了。
※農業用排水施設整備については平成28年度に管路工事を、平成29年度にフィルター整備を実施。平成30年度に給水設備の整備を完了。
※土地改良事業及び農業用排水施設整備完了後（換地処分後）、5法人へ有償貸付開始。
●平成27年度からパークゴルフ場整備に向けた調査を開始し、平成29年度から整備を開始。平成30年度に整備完了し、平成31年4月24日より「ユンタンザパークゴルフ場」として供用開始。



出典：読谷補助飛行場跡地利用実施計画（平成17年3月）
（各事業ごとに時点修正を行っている）